（高額特定資産の仕入れ等に要した費用に関する経過措置）

第五条　二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間に国内において事業者が行う高額特定資産（改正法第五条の規定による改正後の消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産をいう。以下この条において同じ。）の課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。附則第十二条第二項及び第十四条において同じ。）又は保税地域から引き取られる高額特定資産に該当する課税貨物（同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第十四条第四項及び第五項において同じ。）に係る附則第二十条の規定による改正後の消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の規定による改正後の消費税法施行令第二十五条の五第一項の規定の適用については、同項各号中「百十分の百」とあるのは「百十分の百（当該課税仕入れが他の者から受けた所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の百）」と、「同項」とあるのは「法第三十条第一項」とする。

（課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準の額に関する経過措置）

第六条　事業者が二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間に次に掲げる資産の区分のうち異なる二以上の区分の資産を同一の者に対して同時に譲渡した場合において、これらの資産の譲渡の対価の額が次に掲げる資産ごとに合理的に区分されていないときは、消費税法施行令第四十五条第三項の規定にかかわらず、当該対価の額に、これらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうちに第一号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額とし、これらの資産の譲渡の時におけるこれらの資産の価額の合計額のうちに第二号に掲げる資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額を同号に掲げる資産の譲渡の対価の額として、消費税法第二十八条第一項の規定を適用する。

一　課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る資産

二　二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る資産

三　課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。附則第十一条において同じ。）に係る資産

（仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものが含まれる場合の消費税額の計算の特例）

第七条　改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十二条第一項の事業者が、同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合において、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額が他の者から受けた課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れに係る支払対価の額（同法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この条及び附則第十四条第三項において同じ。）の合計額のうちに二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額の占める割合を乗じて計算した金額を、同法第三十二条第一項第一号に規定する他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同号の規定を適用する。

（売上げに係る対価の返還等の金額に二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものが含まれる場合の消費税額の計算の特例等）

第八条　改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、同項に規定する売上げに係る対価の返還等を行う場合において、当該売上げに係る対価の返還等の金額が課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該売上げに係る対価の返還等に係る税込価額（同項に規定する税込価額をいう。以下この項及び次条において同じ。）に、当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、同法第三十八条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用する。

2　二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間における消費税法施行令第五十八条第一項の規定の適用については、同項第三号中「の内容」とあるのは「に係る課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が二十九年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この号において同じ。）である場合には、資産の内容及び二十九年軽減対象資産の譲渡等である旨）」と、同項第四号中「売上げ」とあるのは「税率の異なるごとに区分した売上げ」とする。

（貸倒れ等により領収をすることができなくなった金額に二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものが含まれる場合の消費税額の計算の特例）

第九条　事業者（改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十九条第一項に規定する事業者をいう。次項において同じ。）が、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合（以下この項において「貸倒れ等」という。）において、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額が課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分と二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に、当該貸倒れ等の対象となった課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、同条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用する。

2　事業者が、改正法附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた消費税法第三十九条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をした場合において、当該領収をした税込価額が課税資産の譲渡等（二十九年軽減対象資産の譲渡等を除く。）に係る部分と二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る部分とに合理的に区分されていないときは、当該領収をした税込価額に、これらの課税資産の譲渡等の時におけるこれらの課税資産の譲渡等の税込価額の合計額のうちに当該二十九年軽減対象資産の譲渡等の税込価額の占める割合を乗じて計算した金額を、領収をした二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る税込価額として、同条第三項の規定を適用する。

（国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置）

第十条　二十九年適用日から平成三十三年三月三十一日までの間に受け入れる消費税法第六十条第四項に規定する特定収入に係る消費税法施行令第七十五条第四項の規定の適用については、同項第一号イ中「百十分の七・八」とあるのは「百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は飲食料品（同条第一項第一号に規定する飲食料品をいう。以下この項において同じ。）に該当する課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四）」と、同項第二号イ及びロ並びに第三号イ中「百十分の七・八」とあるのは「百十分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は飲食料品に該当する課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四）」とする。

（資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

第十一条　消費税法施行令第三十二条の二第一項の事業者が、二十九年適用日前に行った同項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により二十九年適用日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定するリース譲渡延払収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡延払収益額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。